

指名停止対象業者及び状況説明書

No	指名停止理由	有資格業者		措置期間	適用条項	備考
1	その他の不正又は不誠実な行為	(株)ムサシ	東京都中央区銀座八丁目20番36号	令和3年9月8日から令和3年10月7日まで（1箇月）	第2条第1項別表第2第9号	令和3年2月1日に支店長（代理人）が変更されていたにもかかわらず、本市発注の「千葉県知事選挙投票用紙自動交付機賃貸借」他13件の随意契約において、旧支店長名で契約していた事実が判明した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
2	契約違反	富士通リース(株)	東京都千代田区神田練堀町3番地	令和3年12月20日から令和4年1月19日まで（1箇月）	第2条第1項別表第1第4号	本市と令和3年8月12日に契約を締結した「インターネットパソコン賃貸借（長期継続契約）」において、正当な理由がなく仕様書に定められた物品の納入が遅れ、業務に遅延を生じさせた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
3	建設業法違反行為	大和ハウス工業(株)	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号	令和4年1月12日から令和4年2月11日まで（1箇月）	第2条第1項別表第2第8号	資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。このことにより、国土交通省近畿地方整備局から令和3年11月17日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
4	公契約関係競売等妨害又は談合	パシフィックコンサルタンツ株式会社	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地	令和4年3月1日から令和4年8月31日まで（6箇月）	第2条第1項別表第2第6号	当該業者の使用人は、富山県富山市発注の設計業務の入札を巡り、令和4年1月24日に公契約関係競売入札妨害の容疑により逮捕された。 このことは、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。